

論 文

在留資格の資格外活動（週 28 時間以内）に関する一考察
「1 週につき 28 時間以内」の根拠についての仮説

山口顕秀*1

キーワード：在留資格、資格外活動、週 28 時間、単位制度、社会保険

1 問題の所在

本学、特に本学東京キャンパスでは多数の私費外国人留学生（以下留学生）が在籍し、留学生にかかわる生活指導上の知識もまたゼミナール（基礎ゼミ、専門演習、卒業研究指導）担任や学生委員に必要なものとなっている。留学生特有の問題として在留資格の更新があり、在留資格の更新には資格外活動や取得単位数^{註1}といった在留期間の状況が良好であることが求められる。出入国在留管理庁（以下、「同庁」）^{註2}によれば資格外活動とは以下のものを指すと説明される。

資格外活動許可とは、現に有している在留資格に属さない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行おうとする場合に必要の許可です。

出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」といいます。）別表第一に掲げる在留資格の方（就労資格を有する方や留学生等）が対象です。

入管法別表第二に掲げる在留資格の方（「永住者」や「定住者」）は、就労活動に制限がないため、資格外活動許可の対象ではありません。

手続根拠は出入国管理及び難民認定法（以下、「入管法」）第 19 条第 2 項にある。許可の種類としては包括許可と個別許可があり、一方または両方が申請後の審査により許可される。包括許可の場合、1 週について 28 時間以内の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動について包括的に資格外活動が許可され、いわゆるアルバイト活動が想定されている。許可

の対象となる例として同庁の HP^{註3}では①在留資格「留学」、②「家族滞在」、③「特定活動」（外国人の扶養を受ける配偶者若しくは子、又はそれに準ずる者として扶養を受ける者として行う日常的な活動を指定されて在留するもの）、④「特定活動」（継続就職活動又は内定後就職までの在留を目的とするもの）、⑤「教育」、「技術・人文知識・国際業務」又は「技能（スポーツインストラクターに限る）」のうち、地方公共団体等との雇用契約により活動するもの、などを想定している。

留学生は多くの場合、在留資格「留学」^{註4}の資格外活動について申請と審査により包括許可のみ得るケースがほとんどであり、「1 週について 28 時間以内の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」の許可がなされる。これらは同庁の HP にある通りアルバイト活動になるが、本稿では「収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」がなぜ「1 週について 28 時間以内」なのかを考察したい。なぜといって、同庁の HP の記載にある通り、この包括許可は在留資格「留学」のみが対象ではないため、学生の本分、例えば学業成績が良好であること、のみを前提とした規定ではないと考えられるからである。そこで以下では、大学生としての留学生の事例を基に、週 28 時間以内の就労^{註5}のケースでは年間どのくらいの収入を得られるのか概算する。そのうえで、週 28 時間の根拠として 3 つの仮説を立てたうえで妥当性を検証していく。

2 許可された時間までアルバイトに従事すると年間どのくらいの収入になるのか

*1 至誠館大学 現代社会学部

令和3年度のある大学を例に、許可された時間までアルバイトなどに従事したらどの程度の年間収入になるか試算していく。ある大学では前期（4月1日から9月30日まで）、後期（10月1日から3月31日まで）の全15回の講義のある週（前期であれば4月、5月、6月、7月と8月の一部であり、後期であれば10月、11月、12月と1月の一部）は週28時間以内のアルバイト従事が認められるが、長期休業期間（いわゆる夏休み、冬休み、春休み）は週に5日間、1日8時間以内のアルバイト従事が許可^{註6}されている。

たとえば、以下の通り、長期休暇が設定されているとしよう。

- ・夏季休業 8月13日から9月30日
- ・冬季休業 12月25日から1月10日
- ・春季休業 2月17日から3月31日

上記に基づき、大学に在籍する留学生の月あたり従事可能な時間を概算すると以下の通りとなる。なお、計算にあたっては会計上の保守主義の原則ではないが、計算者にとって過度にならない程度に保守的に低く見積もって計算する。

令和3年度月別アルバイト従事時間の上限（括弧の数字は令和2年度のもの）

4月	120時間	(120)
5月	124時間	(124)
6月	120時間	(120)
7月	124時間	(124)
8月	152時間	(132)
9月	184時間	(192)
10月	116時間	(124)
11月	120時間	(120)
12月	136時間	(140)
1月	132時間	(136)

2月 136時間 (132)

3月 184時間 (192)

学期内の講義のある週は概ね例年同じであり、長期休業期間がある月は年によって多少の変動がある。これは以下の算出法に基づくと、年ごとに違うカレンダーの特性による。ここでは講義のある6月と一部講義のある8月、全く講義のない9月のケースでみてみよう。概算は以下の通り。

・令和3年6月のケース

(1) 日曜日が6日、13日、20日で始まる3週分は「 $28 \times 3 = 84$ 」時間と計算する。

(2) 日曜日が27日で始まる週の4日分と、6月1日から5日までの5日分は1日4時間で計算して「 $4 \times 9 = 36$ 」時間と計算する。

(3) (1) と (2) より 120時間

・令和3年8月のケース（8/13より長期休業）

(1) 日曜日が15日、22日で始まる2週分は「 $40 \times 2 = 80$ 」時間と計算する。

(2) 日曜日が1日で始まる1週分は「 $28 \times 1 = 28$ 」時間と計算する。

(3) 日曜日が8日で始まる1週分は13日以降の長期休業期間2日分を含むため、「 $8 \times 2 = 16$ 」時間と、この週から週5日間のアルバイト従事とみて、残り5日のうち3日分のみ4時間/日で「 $4 \times 3 = 12$ 」時間と計算する。合計28時間となる。

(4) 日曜日が27日で始まる1週分は途中から9月になるため、8月27日から30日で1日休み、9月1日から4日の間で1日休み、週の中で5日目のみのアルバイト従事とみなし、「 $8 \times 2 = 16$ 」時間とする。

(5) (1) と (2) と (3) と (4) より 152時間

・令和3年9月のケース

(1) 日曜日が5日、12日、19日、26日で始まる4週分は「 $40 \times 4 = 160$ 」時間と計算する。

(2) 日曜日が8月27日で始まる1週分は途中から9月になるため、8月27日から30日で1日休み、9月1日から4日の間で1日休み、週の中で5日目のアルバイト従事とみなし、「8×3」=24時間とする。

(3) (1) と (2) より 184 時間

他の月も同じように計算すれば、令和3年度は合計して最大 1,648 時間のアルバイト従事が可能と概算^{註7}できる。東京都の最低賃金は令和3年10月1日より1,041円^{註8}であることから、夜間帯勤務で割増賃金になっていることも踏まえて、平均時給を1,100円とすると、年間の収入は1,812,800円程度になると試算される。

私費留学生の場合、本国からの送金と上記のような日本国内での資格外活動によって得られる収入で生活費や学納金等の滞在費用に充当することが求められるが、当然、①所得税や住民税といった租税、②国民健康保険料、③20歳以上は年金保険への加入と年金保険料の納付が義務付けられることから、①や②といった、前年の所得に比例する負担を考えると面白半分や出稼ぎ前提で所得を増やす行為は資格外活動違反になるとともに、後年にくる租税や社会保険料負担に耐えられなくなり、さらに危ない橋を渡るきっかけにもなるため、丁寧な指導が求められる。③の年金保険料については「学生納付特例制度」の存在と対象になるには本人の所得が一定以下であることが条件（年間で約194万円以下、月換算で約16万円程度が目安^{註8}）を丁寧に説明することが求められる。

3 「週28時間」に関する仮説

次に、「週28時間」の28時間について、以下3つの仮説について検証したい。3つの仮説は以下の通りである。

仮説① 学生の就労として適切な時間になっている

仮説② 社会保険加入条件との兼ね合い

仮説③ 1週間=7日間の倍数

3.1 仮説① 学生の就労として適切な時間になっている

現在、文部科学省は大学における学修時間の実質化を強く求めている^{註9}。大学設置基準の単位や学修時間に関する箇所は以下の通り。

大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）（抜粋）
第21条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。

三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。

大学設置基準にある通り、我が国の大学教育は単位制度を基本としており、1単位あたり45時間の学修を必要とする内容をもって構成することが標準とされ、この1単位あたりの学修時間は、授業時間内の学修時間だけではなく、その授業の事前の準備学修や事後の

復習を合わせたものとなっている。

こうした単位制度のもとでは、大学生は、単に大学の教室で授業を受けるだけでなく、教室外での自主的な学修を行うことが求められることから、半期に22単位程度の履修登録を行った場合、1日あたりで4時間から5時間は学修に充てる必要があり、学修時間を除いて、健康を害することなく十分な睡眠時間をとることを前提にすれば睡眠時間を除いた余暇時間はそれほど残されておらず、最大でも1日あたり4時間がアルバイトなどに充当できる時間となるため週28時間になっていると考えられる。この仮説は学生に対しては説得的で、特に長期休業時は学修時間に充当してきた時間をあてたもの、と考えることができ長期休業期間の1日8時間（ただし週5日まで）との整合性もよい。しかし、資格外活動は在留資格「留学」にのみ許可されるものではなく、その他の「留学」以外の時間の説明には妥当しない面がある。そのため、極めて説得的な仮説ではあるが、これのみで週28時間の「28」は説明できないと考えるのが妥当である。

3.2 仮説② 社会保険加入条件との兼ね合い

社会保険に加入している事業所（適用事業所）である場合、厚生年金や健康保険についてはパート、アルバイトでも、「1日または1週間の労働時間及び1か月の所定労働日数が、通常の労働者（正社員）の4分の3以上」あれば加入させる必要がある。

例えば、通常の労働者（正社員）の労働時間が1日8時間で週5日勤務の場合は週40時間となるが、その4分の3となる1日6時間以上、週30時間以上の労働時間があれば社会保険の加入条件を満たす。このとき保険料は、事業主と労働者が折半で負担することになる。

また雇用保険は「31日以上継続した雇用を見込んでいること」、「週20時間以上の所定労働時間であること」という条件を満たせば、正社員同様に雇用保険の加入手続きをとらなければならない。

労働契約法改正により、短時間労働者への厚生年金及び健康保険の適用は平成28年10月以降拡大されており、週の所定労働時間が20時間以上で条件を満たせば社会保険への加入義務が生じ得る^{註11}。もちろんこの短時間労働者要件の④には「学生でないこと」が含まれているため、在留資格「留学」の資格外活動についてそのまま適用されるものではないが、就労を時間でどうとらえるか、の基準にはなっており、週30時間を超えれば社会保険加入上の就労とみなしていると考えることが可能であろう。そのため、30時間に届かない28時間という設定が「留学」以外の、就労を主な活動と想定されない在留資格にも適用されていると考えて差し支えないと考えられる。

3.3 仮説③ 1週間＝7日間の倍数

3つ目の仮説は、仮説②で見た通り、30時間を目安にしていると考えられるとすれば、なぜ、30時間未満でも、29時間以内でもなく週28時間以内なのか、という点である。この仮説には①や②のような行政文書に裏付けられるものはないが、1週間7日間であることから28時間が7日間の倍数であり、割り切れる（1日あたりの時間をきれいにさせる）、すわりの良さが考慮されていると考えられる。28時間を7日間で割った1日あたり4時間は、仮説①とも仮説②とも整合的で29でも30でもなかった理由として説得的といえよう。

4 考察

本稿では、在留資格の資格外活動時間が週に28時間であることについて仮説を3つ立てて検証した。いずれも根拠として妥当と考えられる一方で、1つの仮説だけで説明するには若干の弱点があるため、おそらくここで挙げた1つの仮説のみを根拠に決められておらず総合的な見地から設定されていると考えられる。在留資格の資格外活動は在留外国人に対して設けられている規定であるため、日本国籍を有する苦学生であれば自由に自己でコントロールできる就労時間や就労

事業所に制限があり、不公平であるとの批判もあり得る。しかし日本国籍を有する学生が他国に留学する場合、アルバイト従事も含む就労に関して、我が国に似た規制が設けられ、中には一切の就労を認めていない国も存在する。我が国においてはすでに国際貢献（技術移転）としての役割が期待される「技能実習生制度」や労働市場において労働供給の不足が懸念される分野での労働力が期待される在留資格「特定技能」が整備されており、在留資格「留学」が資格対象者の出身国と我が国との賃金差を利用した出稼ぎ労働の隠れ蓑にならないよう配慮されていることを考えれば彼我の違いは許容される範囲であるといえよう。

3つの仮説はいずれも棄却されるものではなく、濃淡はあるにせよ、いずれも「週28時間」の根拠となり得る。ただし、在留資格「留学」に限った理由としては仮説①が一番影響を与えていると考えられる。

[註]

・註1 例えば大学の場合、年間取得単位数が25単位以上が目安となっている。履修単位数の上限(CAP制)が導入されている大学の場合、4年生などの特定の学年や成績良好なものなど特別な事例を除けば年間で45単位まで履修登録できるケースが多いため、(25単位/45単位)から履修登録の上限の半数ではなく6割弱の取得が学生として望ましい、と判断されているものと考えられる。

・註2 出入国在留管理庁HP「資格外活動について」より引用。

・註3 註2に同じ。

・註4 日本国籍を有しないもの(外国籍)で在留資格「留学」以外で在学するものは留学生ではなく外国人学生と呼ぶ。

・註5 あくまでアルバイト的な活動のため、就労ではないが通例として就労にアルバイト従事も含めて使う用例があるので就労を用いる。

・註6 同庁HP「「留学」の在留資格に係る資格外活

動許可について」。在留資格「留学」以外の在留資格にはない。

・註7 これはあくまで概算であり、何らかの公式なものではない。

・註8 出入国在留管理庁HP「日本語教育機関への入学をお考えのみなさまへ」には「一般的に、1週につき28時間以内のアルバイトをした場合に得られる収入は、(税引き前で)月8万円から11万円程度である点に留意する必要があります。(注)地域ごとに最低賃金が定められており790円から1013円の範囲となっています(令和元年度)。」という記述がある。

・註9 厚生労働省東京労働局のHPによる。

・註10 文部科学省HP「Q3 日本の大学の現状について、「授業に出席しなくても単位が取れる」「勉強しなくても簡単に卒業できる」などの声を耳にしますが、これについて大学はどのような対策を講じているのでしょうか。」による。

・註11 日本年金機構のHP「厚生年金保険等の被保険者資格取得の基準の明確化」を参照。

[参考文献]

・HP

1) 厚生労働省東京労働局,報道資料「東京都最低賃金を1,041円に上げます」

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/houdou/20190830chinginka_00004.html (アクセス日 2021.11.13)

2) 厚生労働省,日本年金機構「厚生年金保険等の被保険者資格取得の基準の明確化」

<https://www.nenkin.go.jp/topics/0516.files> (アクセス日 2021.11.13)

3) 出入国在留管理庁「資格外活動許可について」

https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/nyuukokukanri07_00045.html (アクセス日 2021.11.13)

4) 出入国在留管理庁「「留学」の在留資格に係る資格外活動許可について」

https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/nyuukokukanri07_00059.html（アクセス日 2021.11.13）

5) 出入国在留管理庁「日本語教育機関への入学をお考えのみなさまへ」

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00159.html（アクセス日 2021.11.13）

6) 日本年金機構「適用事業所と被保険者」ページ ID : 150020010-706-078-936

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/tekiyo/jigyosho/20150518.html>（アクセス日 2021.11.13）

7) 日本年金機構「国民年金保険料の学生納付特例制度」ページ ID : 150010-185-757-189

<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/20150514.html>（アクセス日 2021.11.13）

8) 文部科学省「大学における教育内容・方法の改善等について >Q3 日本の大学の現状について、「授業に出席しなくても単位が取れる」「勉強しなくても簡単に卒業できる」などの声を耳にしますが、これについて大学はどのような対策を講じているのでしょうか。」

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/

003.htm（アクセス日 2021.11.13）

9) 文部科学省（2021）「外国人留学生の適切な受け入れ及び在籍管理の徹底等について（通知）」

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1325305.htm（アクセス日 2021.11.13）

・書籍

1) 児玉 晃一, 関 聡介, 難波 満 (2012) 『コンメンタール 出入国管理及び難民認定法』, 現代人文社

2) 出入国管理法令研究会(2020) 『注解・判例 出入国管理実務六法 令和3年版』 日本加除出版

3) 高宅 茂 (2020) 『入管法概説』 有斐閣

4) 竹内 昭太郎(1996) 『出入国管理行政論』 信山社出版

5) 山田 鎌一, 黒木 忠正, 高宅 茂(2017) 『よくわかる入管法 第4版』 有斐閣

6) 山脇 康嗣(2013) 『入管法判例分析』 日本加除出版

7) 山脇 康嗣(2017) 『[新版] 詳説 入管法の実務-入管法令・内部審査基準・実務運用・裁判例-』 新日本法規出版

Consideration of the Basis for Working 28 Hours a Week in Activities Outside the Scope of Qualification

Kenshu YAMAGUCHI

This paper discusses the rationale for working 28 hours a week in activities other than those permitted under the status of residence. I focused on working 28 hours a week because it is necessary for teaching students. The first thing I checked was how much I could make a year if I worked 28 hours a week. Next, I tested 3 hypotheses about working 28 hours a week. The first hypothesis that I have proposed is that students should have just 28 hours a week to secure time for study. Second hypothesis is that 30 hours a week is a measure of social insurance and therefore 28 hours a week is less than 30 hours a week. Third hypothesis is that 28 is a multiple of 7. Each hypotheses appear to be part of the reason, probably because they are not determined for one reason.